

## アンティグア・バーブーダの入国規制措置（2月10日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 航空機により到着する渡航者は、乗り継ぎを行う者を含め、入国7日前以内に実施された鼻咽頭、または口腔咽頭スワブ法による RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。全ての渡航者には、検疫当局の判断に基づき、検疫措置が課される。

2 全ての帰還住民には、公共施設で14日間、1日当たり80東カリブドルを超えない使用料で検疫措置が課される。

3 自宅及び政府検疫施設での滞在を許可された全ての渡航者は、検疫規則に基づき、モニタリング・ブレスレットを着用する必要がある。

4 到着時、新型コロナウイルス関連証明書の虚偽申告を故意に行った渡航者は、アンティグア・バーブーダの法律に基づき罰金が科せられる。

5 12歳未満の子どもの入国については、RT-PCR 検査は必要としない。

6 治療等目的での入国者は、入国72時間前以内に実施された RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。また、以下の手続きを含めた保健省の患者移送規則に従わなければならない。

（1）出身国の医療機関の長から、アンティグア・バーブーダ検疫当局を兼ねる医療機関の長宛ての移送依頼状。

（2）患者の様態、必要とされる治療及び緊急性に係る詳細な医療報告書。

（3）患者の治療にあたる医師名等が記載された、受け入れ機関からの受入承諾書。

（4）予定滞在先住所及び可能であれば連絡先氏名、電話番号の通報。

7 船舶により到着する渡航者には、港湾保健局の規則に基づき、検疫措置が課される。入域する全ての小型船舶及びフェリーは、少なくとも到着6時間前までに VHF（ch16）を使用し、港湾当局に連絡しなければならない。

8 全ての渡航者には、入国時及び公共の場所でのマスクの着用が義務付けられており、社会・身体的距離規則を遵守する必要がある。また、到着時には健康申告書の記載、スクリーニング及び検温が課される。

9 新型コロナウイルスの症状がある渡航者は、保健当局が定めるとおり、隔離される場合がある。また、1泊を要する乗り継ぎを行う渡航者等は、出発まで政府が指定する宿泊施設等での待機を要請される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。